

は し が き

■本書執筆のきっかけ・本書の趣旨

東京オリンピック2020大会が2021年8月に終わり半年も経たないうちに、2022年2月に北京オリンピック2022大会、同年11月にはサッカーW杯と、2021年夏からの日本はスポーツの大型イベントが目白押しでした。その中で、ひととき注目を集めたのが、北京オリンピック2022大会のフィギュアスケートのワリエワ選手の出場の可否をめぐるCASの仲裁判断（Case086）であり、さまざまな議論がなされました。

CASの仲裁判断は日本スポーツ界にとって遠い世界の話のように思われるかもしれませんが、CASはJSAAより歴史が長く取り扱い案件も豊富であることから、JSAAの仲裁判断では日本の裁判例やJSAAの過去の仲裁判断だけでなく、CASの仲裁判断が引用されることがしばしばあります。また、国際レベルの事案については、CASを舞台にして仲裁がなされることもたびたびあり、実際、日本の競技団体・アスリートを当事者とするCAS仲裁判断も複数あります（Case015・Case027・Case056・Case082・Case089など）。

そのため、日本国内のスポーツ紛争の仲裁に関与する弁護士等の専門家は、日本国内の裁判例や仲裁事例だけでなく、CASの事例も調査する必要があると、また、そのような調査をすることが有益な場合があります。

スポーツ紛争やドーピングに関する日本語の書籍としては、早川吉尚編『オリンピック・パラリンピックから考えるスポーツと法』（有斐閣・2021年）や早川吉尚編『アンチ・ドーピングの手續とルール』（商事法務・2021年）など、優れた書籍がすでにありますが、日本語で書かれた網羅的な「判例集」といえるものはこれまでありませんでした。

筆者は、2021年7月、東京オリンピック2020大会において、海外アスリートの代理人として、代表選考をめぐる紛争についてCAS Ad Hoc Divisionに仲裁を申し立てました（Case029）。その際には、CASの先例を調査する必要があるところ、日本語の判例集がなかったため、CASのデータベースにアクセスをして、英語の仲裁判断を確認していく、という作業を短時間

で行う必要に迫られました。

以上のような事情・経験を踏まえ、筆者は、紛争類型ごとに、JSAAの仲裁判断（必要に応じて日本の裁判例）およびCASの仲裁判断を日本語でまとめた判例集を作成することは、今後スポーツ紛争に携わる弁護士をはじめとする関係者にとって価値の高い情報を提供できるものと考えに至り、本書執筆を企画するに至りました。

■本書の執筆者・原稿の作成プロセス

本書の執筆メンバーは、米国ロースクールに留学経験のある大江橋法律事務所の東京事務所所属の弁護士5名（なお1名は留学予定者）であり、業務において英語を使用できるメンバーが揃っており、そのメンバーをもって本書のメインである英語のCAS仲裁判断の要約にあたりました。しかし、そのメンバーをもってしても、CASの仲裁判断を端的にわかりやすく日本語に要約する作業は簡単ではありませんでした。それは、CASで使われる英語には独特な言い回しがあること、仲裁人は世界各国におり米国英語で仲裁判断が書かれているとは限らないこと、個々の仲裁判断のボリュームが大ききこと（英語で40頁～50頁はざらです）等が主な理由です。

執筆メンバーは、2021年9月以降、多忙な業務の合間を縫って、毎月、定期的に編集会議を設定し、その編集会議に、担当する仲裁判断（月に各自が1件～3件程度）の要約を持ち寄って議論することを繰り返し、2022年12月までに要約本数が合計100件に到達しました。

原稿作成にあたっては、

- ① 各執筆者（各稿の末尾に執筆者名が記載されています）が執筆する
- ② それを別のメンバーがクロスチェックしてコメントする
- ③ 最終的に章ごとに担当弁護士がチェックする

というプロセスを経ることで、クオリティーの向上に努めました。具体的には、各分野で次のとおり担当を決めて、担当が当該分野の仲裁判断のすべてに目を通しチェックしています。

- 国際商事仲裁を専門とする細川慈子弁護士が「第1章 管轄、仲裁合意」（10件）および「第5章 審判の判定（Field of Play）」（9件）
- オリンピック東京2020大会のCAS Ad Hoc Divisionで代表選考案件

を担当した筆者が「第2章 出場資格」（4件）および「第3章 代表選考、出場枠の配分」（15件）

- ☑ 不正調査や訴訟案件の経験豊富な佐藤恵二弁護士が「第4章 競技団体等による処分」（20件）
- ☑ 今回の執筆を通じてドーピングに詳しくなった簗田由香弁護士が「第6章 ドーピング」（29件）
- ☑ スポーツ調査案件の経験があり、サッカーに造詣の深い上原拓也弁護士が「第7章 サッカー」（13件）

をそれぞれ担当しましたので、こうした執筆者の個性も踏まえつつ、ご一読いただければと考えています。

元々英語が得意でなかった筆者としては、ともすると、英語から逃げがちであり、英語のCAS仲裁判断の要約のクオリティーについて妥協しがちですが、毎回の会議での他のメンバーの優れた成果物に接し、的確なクロスチェックのコメントをもらうことで、クオリティーに妥協することなく、何とか本書の刊行に至ることができたものであり、執筆メンバーに心より感謝しています。

■掲載事例の選定

本書は下表のとおり合計100件の仲裁判断および裁判例を収録しています。

CAS 仲裁判断	57件
JSAA 仲裁判断	30件
JADA 規律パネル決定	8件
日本の裁判例	4件
USADA 決定	1件
合計	100件

いずれもそれぞれのウェブサイトで公表されている仲裁判断（日本の裁判例は判例雑誌や判例データベースで公表されているもの）です。

掲載する事例の選定は主として筆者にて行い、先例として重要な判断、注目を集めた事例、近年の事例を中心に取り上げました。

取り上げるべき事例が漏れている場合には、今後幸いにも改訂の機会があ

れば反映させることを検討したく、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思います。

■本書の概要・利用方法

本書は、日本語で書かれた JSAA の仲裁判断だけでなく、ものによっては英語で100頁を超える CAS 仲裁判断などについても、1事例あたり1頁～5頁程度の分量で、わかりやすく端的に要約し、最低限のコメントを付す、という基本方針の下に作成されています（なお、事例としては取り上げたいけれどもコメントを付すほどの重要性まではないと考えられる事例はコメントを付していません）。それゆえ、各事例において正確にどのような言い回しがなされているのかが重要な場合には、公表されている原典をご確認いただく必要があります。本書はその前段階として、辞書的に、あるいは網羅的に仲裁判断を紹介するものとして、位置づけていただければと考えています。

また、本書の特徴として、ニュースや新聞等で大々的に報道された案件も可能な範囲で取り上げている、という点があげられます（Case091（サッカーのウルグアイ代表ルイス・スアレス選手のブラジル W 杯での噛み付き事件）や Case065（自転車ロードレースのアームストロング選手の事件）などがその例です）。こうした事例の仲裁判断を読むと、こういった点が問題だったのか、という新たな気づきがありますので、興味のある選手や分野の仲裁判断を読んでみる、という活用方法も想定しています。

■CAS のサッカー関連事案

CAS 案件の多くはサッカー関連の案件です。これは、FIFA をはじめとするサッカー協会等による処分や決定に対する不服申立てについて、CAS に管轄が認められていることによるものです。そのため、日本の J リーグ所属チームなどでも、CAS 仲裁に関与することがあり得ます。Case089（我那覇和樹選手の事例）、Case092（FC 東京の事例）がその例です。なお、脱稿時点（2023年1月）で仲裁判断が公表されていないため、残念ながら、本書では掲載できませんが、2022年11月に当時 J1 所属のジュビロ磐田に対する2023年第1および第2登録期間における新規選手登録の禁止処分（トップチームを含め、すべての年齢カテゴリーの男子のチームが対象）の事例もあります。

このように、日本のサッカーチームや選手にとってCASは主要な紛争解決機関として位置づけられるものですが、CASのサッカー関連の事案をまとめて取り上げた日本語の書籍はこれまで存在しませんでした。

本書では、上原拓也弁護士が、CASのサッカー関連の案件を担当し、第7章にて13件の仲裁判断をコンパクトにまとめており、この第7章は本書の目玉の一つと考えています。

■まとめ

本書が、今後スポーツ紛争に携わる弁護士をはじめとする関係者にとって価値のある資料となること、とりわけ日本において国際スポーツ仲裁を取り扱うことのできる弁護士のすそ野を広げることに少しでも寄与することを祈念しています。そして願わくば、今後の判例を織り込んだ本書の第2版を数年後に刊行できれば、と願い、本書を読者のみなさまのご講評に委ねたいと存じます。

最後に、類書のない中で、本書の趣旨に当初より賛同し、本書刊行への確かな道筋をつけ道中を明るく照らしてくださった民事法研究会の南伸太郎氏に感謝の意を記し、はしがきの結びとしく存じます。

2023年5月

執筆者を代表して

弁護士法人大江橋法律事務所 東京事務所

弁護士 宮本 聡

Case001 スポーツ紛争の「法律上の争訟」性①

判断日・事件番号：1994年8月25日（東京地判平成6・8・25判時1533号84頁）

1 事実関係

自動車競技の参加企業である原告は、競技団体である日本自動車連盟（「被告」）公認で行われた1993年度全日本F3000選手権第6戦（「本件競技」）に参加した。被告の審査委員会は、本件競技において順位を決定し、規則違反に罰則を科す権限を有しているが、原告が出場させた自動車（「本件自動車」）に対し、追越し禁止区内で他の自動車を追い越したとして、一周減算のペナルティを科するという罰則（「本件ペナルティ」）を科した。これに対して、原告は、かかる事実はないとして被告の規則に定める控訴の手続を行ったが却下されたため、本件ペナルティの取消し等を求めて、東京地方裁判所に提訴した。

2 判断要旨

国家制度としての民事訴訟制度は、国家権力に基づき私人間の生活関係上の紛争または利害の衝突の解決調整を図ることによって、これに基づく私人の生活上の障害や危険を除去するとともに、社会の秩序を保持することを目的とするのであり、その意味で、裁判所は、私人間の紛争のすべてにわたって審査機能を有するのではなく、特に、その紛争が法律上の争訟といえるものに限って司法審査を加えるのである（裁判所法3条参照）。

したがって、単なる学術上の争いや、宗教的信念の争い等の場合と並んでスポーツ競技における順位・優劣等の争いについても、それが、私人の法律上の地位に直接影響を与えるものでない場合には、これが司法審査の対象となるものでないことは明らかである。

本件ペナルティの取消しを求める請求は、本件競技において本件ペナルティが科せられなければ本件自動車が獲得したであろう順位の確認を求める請求（これはスポーツの順位そのものを訴訟の対象とするものであるから、当然

不適法である) そのものではないが、その実質において本件競技の順位の確認を求める請求と何ら異ならないといわなければならない。なぜならば、本件競技の順位を定める判断は、当然、本件ペナルティが適当か否かの判断を包含するのであり、原告の主張を前提とする限り、本件ペナルティの有無によって、自動的に本件自動車の順位は決定される関係にあるからである。また、当裁判所がその請求を認容したからといって、その判決の効力によって直接原告の有する法律上の地位に影響があるわけでもない。したがって、本件ペナルティの取消しを被告に求める請求は、法律上の争訟に該当しない請求として不適法なものといわざるを得ない。

3 コメント

裁判所は、裁判所法3条1項に基づき「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務または法律関係の存否に関する争いであって、法令を適用することにより終局的に解決できるものについてのみ裁判を行う権限を有する。スポーツ紛争の中には、契約や事故に関する紛争など、一般的な民事紛争と同様に「法律上の争訟」に該当し、裁判所で法律を適用して解決できるものもある一方で、スポーツルールや競技団体の規則の適用の争いなどについては、「法律上の争訟」に該当しないとの考え方もある(序章I参照)。本裁判例は、このような考え方を採用し、訴えを却下した事例である。

裁判所のこのような立場によっても、スポーツ仲裁というしくみの必要性が裏づけられているといえるが(序章I参照)、本件についていえば、仮にスポーツ仲裁を申し立てたとしても、Field of Play原則により審査されなかった可能性がある。

(細川慈子)

Case002 スポーツ紛争の「法律上の争訟」性②

判断日・事件番号：2006年1月30日（東京地判平成18・1・30判タ1239号267頁）

1 事実関係

2002年12月、中学3年生のアマチュアボクシング選手（「原告」）は、プロボクシングの興業（「本件興業」）のエキジビションマッチに参加した（「本件参加行為」）。

本件参加行為は、本件興業のチケットおよびプログラムに写真入りで以前行っていた空手の戦績とともに紹介され、本件興業以降、2003年7月まで、本件参加行為を含む原告の活躍等が、原告が練習をしているボクシングジム（「本件ジム」）の宣伝のためウェブサイトに掲載された（「本件掲載行為」）。

原告は、高校入学後の2003年5月に日本アマチュアボクシング連盟（「被告」）に選手登録を申請した。被告は、被告のアマチュア規則に定める選手登録の取消事由のうち、本件参加行為は「被告が禁止した競技会に参加したものであること」（「本件取消事由1」）に、本件掲載行為は「スポーツで得た名声を商業宣伝に使ったものであること」（「本件取消事由2」）にそれぞれ該当するとして、同年7月5日、原告の選手登録を取り消し、同年5月28日から1年間、原告の選手登録申請を受理しない旨の決定をした（「本件登録取消決定」）。これにより、原告は2003年度のインターハイ等のボクシング競技の参加要件を満たせず、出場できなかった。

原告は、本件登録取消決定の手續または実体に違法性があり、2003年5月28日から1年間、インターハイ等に出場できず精神的苦痛を被ったと主張して、被告に慰謝料100万円の支払いを求めて東京地方裁判所に提訴した。

2 判断要旨

被告は、選手登録を取り消す具体的手續を定めていないこと、本件登録取消決定に至る一連の手續は、選手のアマチュア資格に関する問題につき、緊急を要する場合の通常の手續に沿って行われたものであること、原告に対す

る本件登録取消決定の処分内容を実質的にみれば1年間の選手としての活動を禁止するにとどまるものであること、被告のアマチュア資格審査委員会の委員長による通知後、理事会等が開催されるまでの間に、当該委員長は、本件ジムの会長、原告の父等に面会して選手登録取消しの撤回の要請を受けていることが認められるところ、被告においてどのような手続で会員である選手登録の取消しを行うかについては、被告の団体としての自治や自律作用を尊重すべきであることをも勘案すれば、本件登録取消決定の手続にはこれを無効とするような手続の違法が存するものとは認められない。

本件取消事由1は、プロフェッショナル（職業としてそれを行う人）が主催する競技会ないしは金銭や物質を目的として開催される競技会に参加することを禁止したものと解すべきであるところ、原告はプロボクシングの興業の中でエキジビションマッチに出場したものと認められ、本件参加行為は当該事由に該当するものと認められる。また、本件取消事由2は、スポーツで得た名声を商業宣伝のために自ら使用しあるいは第三者において使用することを許諾することを禁止したものと解すべきであるところ、本件興業のプログラムおよびチケットにおいて、原告が空手の大会で華々しい戦績を残したことが、原告の写真とともに掲載されており、また、本件ジムのウェブサイトにも、同様の内容のものが掲載されており、原告において、これらの掲載を許諾していたものと認められるから、本件掲載行為は当該事由に該当するものと認められる。よって、本件登録取消決定に実体の違法があるということはいできない。

3 コメント

裁判例には、競技団体の規則適用の争い等は「法律上の争訟」に該当しない、または、競技団体の内部的な問題にとどまる限り団体の自律的な解決に委ねるのを相当とし、裁判所の司法審査は及ばないと解して、競技団体内部の紛争の訴えを不適法とするものもある（Case001・Case003）。

しかし、本件では司法審査の可否は争点にならず、裁判所が被告の決定の手続・実体の違法性の有無を判断している。これは、被告に登録されていることがインターハイ等の参加要件となっていることから、本件登録取消決定が一般市民法秩序と直接の関係を有するためとも考えられ、また、競技団体

【執筆者紹介】

宮本 聡 (みやもと・そう)

担当：序章、第2章、第3章

弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所 パートナー弁護士

〔主な経歴〕

2006年、筑波大学第一学群社会学類（法学主専攻）卒業。2007年、弁護士登録。2016年、University of Virginia, School of Law 卒業（LL.M.）。2016年～2017年、Wilson Sonsini Goodrich & Rosati (Washington, D.C.) 勤務。2018年、ニューヨーク州弁護士登録。

〔主な著書・論文〕

「東京オリンピックのCASスポーツ仲裁第1号案件報告——Jennifer Harding-Marlin v. SKNOC & FINA」NBL1211号（2022年）〔共著〕

「北京2022オリンピックCAS事例報告——CASオリンピック仲裁の概要からワリエワ事件まで」商事法務ポータル（2022）〔共著〕

細川 慈子 (ほそかわ・あいこ)

担当：序章、第1章、第5章

弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所 パートナー弁護士

〔主な経歴〕

2008年、東京大学法学部卒業。2010年、東京大学法科大学院修了。2011年、弁護士登録。2017年、University of California, Berkeley, School of Law 卒業（LL.M.）。2017年～2018年、Gleiss Lutz (Stuttgart Office) 勤務。

〔主な著書・論文〕

「北京2022オリンピックCAS事例報告——CASオリンピック仲裁の概要からワリエワ事件まで」商事法務ポータル（2022年）〔共著〕

「ドイツ判例紹介——ドイツにおいて仲裁判断に少数意見を記載することの許容性？」JCA ジャーナル 2020年12月号（2020年）〔共著〕

『約款の基本と実践』商事法務（2020年）〔共著〕

「ドイツ仲裁協会（DIS）の2018年仲裁規則改正について——ドイツの仲裁地としての利便性」JCA ジャーナル 2018年6月号（2018年）〔共著〕

「国際仲裁入門——比較法的視点から(上)(下)」JCA ジャーナル 2018年1月号・2月号（2018年）〔共著〕

佐藤 恵二（さとう・けいじ）

担当：第4章

弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所 パートナー弁護士

〔主な経歴〕

2003年、早稲田大学第一文学部卒業。2003年～2008年、毎日新聞社勤務。2011年、早稲田大学大学院法務研究科卒業。2012年、弁護士登録。2019年、Duke University School of Law 卒業（LL.M.）。2019年～2020年、Wilson Sonsini Goodrich & Rosati（Washington, D.C., San Francisco）勤務。

上原 拓也（うえはら・たくや）

担当：第7章

弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所 弁護士

〔主な経歴〕

2011年、東京大学法学部卒業。2013年、東京大学法科大学院修了。2014年、弁護士登録。2019年、University of Pennsylvania Law School 卒業（LL.M.）。2019年～2020年、Weil, Gotshal & Manges LLP（New York）勤務。2020年、ニューヨーク州弁護士登録。

簗田 由香（みのだ・ゆか）

担当：序章、第6章

弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所 弁護士

〔主な経歴〕

2015年、慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2017年、東京大学法科大学院修了。2018年、弁護士登録。

〔主な著書・論文〕

「ロシア選手の国際大会出場に関する問題の概観」新日本法規 WEB サイト（2023年）

「北京2022オリンピックCAS事例報告——CASオリンピック仲裁の概要からワリエワ事件まで」商事法務ポータル（2022年）〔共著〕

類型別スポーツ仲裁判例100

令和5年7月12日 第1刷発行

定価 本体4,000円+税

著者 宮本 聡・細川慈子・佐藤恵二・
上原拓也・箕田由香

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 藤原印刷株式会社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。 ISBN978-4-86556-571-3 C2032 ￥4000E

カバーデザイン：関野美香